

第 35 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 21 年 12 月 9 日（水）10:00～11:30
場 所：プリムローズ大阪 3 階 高砂の間
- 2 出席委員：池田委員、加藤委員、桑野委員、高橋委員、塚口委員、中原委員、花嶋委員、又野委員、山口委員、山田委員
- 3 議 題：
 - (1) 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書について
 - (2) その他
- 4 議事内容
 - (1) 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書について
 - 意見照会（資料 1）
 - 大阪府都市整備部総合計画課より環境影響評価方法書の概要説明（資料 2）

<質疑応答>

（委 員） 今回の工事で沿線の家屋の撤去に伴う廃棄物の処理は、アセス対象か。また、どの程度、撤去の対象となるものがあるか。

（都市計画決定権者） 家屋の解体に伴う廃棄物は環境影響評価対象とする予定である。

（委 員） 「土地の改変」というところに含まれるということか。

（都市計画決定権者） 御指摘のとおり。

（委 員） 今回の事業は、環境省の鉄道騒音のガイドラインの大規模改良に該当しており、その場合の目標値は、現況の騒音レベルより下げることとなっている。まず、現況を正確に、多く測っていただきたい。また、環境省が、鉄道騒音の測定マニュアルを検討されており、策定後はそれに準拠した方法で測定していただきたい。沿線に高層住宅があるとのことであり、高架化に伴って影響が増える可能性があるので考慮していただきたい。

（都市計画決定権者） 御指摘は、準備書の段階で十分反映させていただく。また、御指摘の環境省のマニュアルに沿って測定を実施する。

 - 事務局より今後の予定について説明（資料 3）

<質疑応答>

（会 長） この手続きフローについて、質問は無いか。

（委 員） （特に無し）

（会 長） この手続きフローに従って進めるということ、御了承いただいたということで、今後、専門調査部会にて検討することとなるが、事務局と相談のうえ、適宜、各委員にお知らせする。
 - (2) その他
 - 大阪外環状線（新大阪～都島）鉄道建設事業の一部変更に係る環境影響評価書の概要について、事務局より、資料 4 に基づき説明

<質疑応答>

- (会 長) 事業規模を縮小するということが、工事工程は長くなるという。他の要因があって長くなるということか。
- (事務局) 工事に係る設計作業等に時間を要することから、工事完成期限が長くなると事業者から聞いている。また、用地買収等の事情もあろう。
- (委 員) 高架の構造について、高架の下はフラットか。近隣市では、高架の下がイワツバメやコシアカツバメの巣になってしまい、住民とのトラブルが絶えない。トラブルが起きる前に、構造を御検討いただきたい。
- (事務局) 細かい構造については、今把握できていないため、事業者にお話を伺い、課題があるということをお伝えする。
- (会 長) 今の御意見については、事務局の方で、事業者にお伝えいただきたい。
- (委 員) 今回の変更は、事業縮小があるとともに、一方で高架構造物を作り、その高架構造物は、東海道線をオーバーパスする。あれほどの多線路部分を乗り越せば、かなり大きな工事になると思うが、費用対効果という面から事業者の考えが分かればお教えいただきたい。
- (事務局) 構造の変更に伴って、コストは大きくなると聞いているが詳細は把握していない。今回変更は、地元市やまちづくり協議会から、高架下の活用や地域分断の解消といった観点から、盛土構造を高架構造にしてほしいという強い要望があって判断されたとのこと。
- (委 員) 高架構造にすることと、東海道線を飛び越えるということは、別々の要因が考えられるのではないか。
- (事務局) 東海道線を飛び越え、既存の線路を使うことにより、大阪市域で踏切の幅が回避されるとともに、新線の建設工事が不要になることによる費用面のメリットもあつてのことと聞いている。
- (会 長) 高架の高さはどの程度か。
- (事務局) 3ページの代表断面にあるように、12m前後の構造物になると聞いている。
- (委 員) 環境影響評価においては、従前の認可案が存在しないというスタート地点から評価をするのが筋ではないか。認可案と変更案を並べて見ると、安全側だという錯覚を持つが、一からの評価として文書を書くならば、事業縮小案という言葉が適切か疑問である。
- (事務局) 変更による影響が軽微ならば、新たな手続きは不要という判断もあるが、今回は、線型の変更による環境影響があろうということで、評価をもう一度行う必要があると考えた。様々な要因を勘案し、改めて審査会での審議を経て、知事意見としてまとめるまでは不要と判断し、今回の手続きをさせていただいた。
- (委 員) 手続き論としては、別に異論は無いが、従来よりも事業縮小だという文言は不適切と思われる。
- (会 長) 今回の手続きについては、知事意見は特に出さないが、軽微な変更では無い。先のアセスとの継続性があるので今のようなお話が出る。
- (委 員) 変更に関する手続きの件には、ここで審議するものと、軽微な変更については報告しないものと、報告でここに出てくるもの、そういう3種類あると

いうふうに理解してよいか。

(事務局) 審査会に諮るものと、諮らないものがあり、諮らないものについては御報告をさせていただく。もしお気付きの点があれば、事後監視等で今後も指導を続けていくので、御意見いただきたい。

(委員) 今回は報告案件ということで意見は言えないのだろうが、4 ページの 2 行目、「事業規模の縮小であることから、環境影響評価を実施する地域は、吹田市域とした。」という文面について、「事業規模の軽微な変更であることから」などにすべき。「事業規模の縮小」というのは不適切なのではないか。

(事務局) 環境影響評価を実施する地域の選定にあたっては、吹田市域と大阪市域について分けて書いたほうがわかりやすかったと思う。今後気を付けてまいりたい。

(会長) 先の環境影響評価書に、今回変更した評価書を付加するのか、それとも前の評価書の記述を差し替えるのか。差し替えるならば、事業規模の縮小というのはおかしいのではないか。

(事務局) 先行した評価書に、今回の評価書を追加して、トータルでこの事業の評価書となる。

(会長) 先の評価書の記述は残っているということであれば、事業縮小というのもおかしくはない。そのように理解して、了承することとする。

○ 事務局より、参考資料（「環境基準の設定等について」、「環境（大気質・水質・騒音）の状況」）に基づき説明

<質疑応答>

(委員) 環境の状況について、大気環境基準が 100%達成とされているが、先の事業者説明では未達成とあったように思うのだが。

(事務局) 100%達成は長期的評価においてであり、SPM について短期的評価では一部達成できていない。

(委員) 大気、水質の環境基準達成状況は、平成 20 年度までのデータがあるのに対し、騒音は平成 19 年度までしかデータが無いのはなぜか。

(事務局) 騒音の測定結果については、市町村のデータをとりまとめる必要があり、時間がかかっているものと思われる。現時点では、平成 19 年度のデータが最新である。

以上